

令和4年4月5日

（ 外 務 省
財 務 省
経 済 産 業 省 ）

ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等に対する
資産凍結等の措置の対象者の追加について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1844号並びに同決議第751号及び第1907号に基づき設置された同理事会制裁委員会（以下「制裁委員会」という。）による指定に基づき、ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、制裁委員会が1個人を追加指定したことに伴い、当該者に対する資産凍結等の措置を講ずることとする。

（1）措置の内容

外務省告示（4月6日公布）により、ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として指定される者に対する外国為替及び外国貿易法に基づく次の措置を4月6日から実施する。

i）支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とする。

ii）資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制とする。

（2）対象者

別添参照

（注）今回の措置により、当該措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等は合計19個人・1団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第二課

財務省国際局調査課外国為替室

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3580-3311 内線 3231

TEL 03-3581-4111 内線 5753

TEL 03-3501-1511 内線 3241

(別添)

○追加されるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等

22. アリ・モハメド・ラージ(別名:(a)アリ・モハンメド・ラージ、(b)アリ・デーレ、(c)アリ・デレ、(d)アリ・モハメド・ラージ・カリ・デール、(e)アリ・モハムド・ラージ)

Ali Mohamed Rage (a.k.a:(a)Ali Mohammed Rage (b)Ali Dheere (c)Ali Dhere (d) Ali Mohamed Rage Cali Dheer (e)Ali Mohamud Rage)

役職:アル・シャバーブ報道官

生年月日:1966年

出生地:ソマリア

国籍:ソマリア

住所:ソマリア

国連安全保障理事会決議第2093号(2013年)43(a)「ソマリアにおける平和及び和解プロセスを脅かす行為又はソマリア連邦政府若しくはアフリカ連合ソマリア・ミッション(AMISOM)を力で脅かす行為を含む、ソマリアの平和、安全又は安定を脅かす行為に加担し、又は支援を行っている」に従ってリストに記載。

アル・シャバーブの報道官として、ラージは同グループのテロ活動の普及及び支援に関わっている。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク:<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>